

現代国際法における弱点領域?-C・G・ウィーラマン トリーの主張と「普遍化」概念-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 中日学術文化研究会 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 泰宏 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16108

現代国際法における弱点領域？

——C・G・ウィーラマンत्रीの主張と「普遍化」概念——

森川 泰宏

1 はじめに

国際法を研究する目的が、その内容がどのように細分化されようとも、国際社会における平和の達成と維持への寄与であることに疑いはない。具体的な研究手法に差異は存するものの、条約、慣習法、裁判判決などの分析を通して実証的に実定国際法を解釈すること、あるいは、その結論を基礎として「あるべき法」について提言することなど、国際法学において常に行われている営みは、国際社会に存在する規範を特定し、その運用あるいは新たな規範の生成を助けることで、この目的を果たしているといえよう。問題は、実定法の解釈から直接には導き出せないような、合法ではあるが妥当ではない事象、問題があるが現行法がない事象、問題があり現行法もあるが、その解決法が十分でない事象などについて、どのように認識し解決法を提示していくかである。特にヨーロッパ国際法が世界化した現代国際法においては、国際社会を人類社会全体と見た場合、構造的にこのような問題に突き当たることが多い。国際法研究の方法論において法実証主義以外の研究手法が模索される所以である。

このような場合、上記のような現代国際法の構造に鑑み、非ヨーロッパ的な視点から意識的に現行規範を批判する立場、具体的には発展途上諸国の代表者による国際会議等での発言、あるいはそれらの価値を体現する（もしくはそのような発言の理論的土台を提供する）法学者の言説に集中的に耳を傾けることは、問題点の複眼的な認識、あるいは現行の国際法体系の相対化という側面において、1つの方法として有益であろうし、出発点としても取り組みやすいと思われる。この点、国際司法裁判所（ICJ）裁判官の南アジア枠で選出され、判事を務めたC・G・ウィーラマンत्री（C.G. Weeramantry）の一連の言説は、国際法理論の主流であるヨーロッパ的な法思考からは一線を画しており、相対的に発展途上世界の主張の一部を体現している点で、現代国際法ないしは国際法学が抱える構造的な問題点を把握、あるいは模索する上で示唆に富んでいる。

本稿の目的は、斯様な認識を得る一助として、彼の言説の一部を紹介し、その主張の鍵となる国際法の「普遍化」概念について若干の分析を試みることにあつたが、その際の素材選定にあたり、上記のようなウィーラマンत्रीの言説が色濃く反映されている文献を選定することにした。本稿で素材として用いるのは、C・G・ウィーラマンत्री著『国際法

の普遍化』(C.G Weeramantry, *Universalising International law*, Martinus Nijhof publishers, 2004) 所収の論文「平和の道具としての国際法」(*International Law as an Instrument of Peace*, pp.408-426. 以下「平和の道具論文」)である。『国際法の普遍化』は全 538 頁からなる大著であり、その中の「国際法と普遍的な平和」と題する章に「平和の道具論文」は収められている。この論文は 2002 年に国立インド大学ロースクールにおいて行われた講演が元になっており、ウィーラマントリーが捉える現代国際法の弱点領域をリスト化して率直に描き出すものとなっているが、それだけに、国際法ないしは国際法学において取り込まれなければならない問題点について、その主張から示唆を得やすいのではないかと思う。最初の講演から 8 年、原著の公刊から 6 年ほどの時間が経過しているが、今回の寄稿にあたって再読したところ、この問題を考察する上で、現時点においても「平和の道具論文」の主張内容は十分な意義を有するものではないかと考えた次第である。

本編に入る前に、ウィーラマントリーの人物像について簡潔に紹介しておこう。ウィーラマントリーは 1991 年から 2000 年まで ICJ 判事を務め、特に、この間の核兵器の違法性に関する勧告的意見 (1996 年) において核兵器を絶対的に違法であるとする個別意見を提出した判事として一般に知られている。1972 年まで母国スリランカにおいて弁護士・最高裁判所判事として活躍し、実務家としての側面を持つ反面、学究的な活動にも精力的に取り組んでおり、1965 年に出版されたロンドン大学提出の学位論文『契約法』を皮切りに、法学一般、人権、イスラム法学、国際法など、他分野にわたる著作が上梓されている。また、ICJ に選出される以前はオーストラリアのモナシュ大学で 19 年間、法学の教鞭をとり、東京大学を初めとして複数の国で客員教授を歴任した。ICJ 退任後は、国際反核法律家協会 (IALANA) の会長に就任し、世界各地での講演を含め活発な活動を続けており、これまでの功績から 2006 年にはユネスコ平和教育賞を、2007 年にはライト・ライブリフッド賞をそれぞれ受賞している (C.G ウィーラマントリー著 (浦田賢治編訳) 『国際法から見たイラク戦争』(勁草書房、2005 年) 241-243 頁、以下『イラク戦争』、ライト・ライブリフッド賞ウェブサイト<<http://www.rightlivelivelihood.org/weeramantry.html>>を参照。なお、ウィーラマントリーの著作リストについては『イラク戦争』252 頁)。

ラトガス大学教授のロジャー・S・クラーク (Roger S.Clark) は *The American Journal of International Law* に寄稿した『国際法の普遍化』の書評において、ウィーラマントリーを以下のように評している。

「ウィーラマントリーは国際法の特定の問題や一般的な原則についての示唆に富む発言者として、長年にわたり世界中から求められてきた。たとえば、国際法を発展させるためにさまざまな哲学的伝統を近接させることの重要性、平和への道筋としての国際法、国際法と環境、国際法と核兵器、国際法と科学技術、人間の尊厳を確立するための力としての国際法などのテーマについて彼を参照することができる。ICJ 判事としての彼は、学究的で詳細な調査がなされ、また文化横断的な理解によって特徴づけられ、かつ尊敬と良識の精神が注入された個別・反対意見で知られている」(*The American Journal of International Law*, 2005, Vol.99.No.1, p.298. 以下「アメリカンジャーナル書評」)。

2 現代国際法における弱点領域の主張

「平和の道具論文」において、ウィーラマントリーは 17 のリストを提示して現代国際法の弱点領域について議論している (pp.410-425)。以下では、このリストに沿って彼の主張を要約し整理してみたい。

(1) 国際法を多文化に広げること

国際法には多文化主義 (multiculturalism) が取り入れられる必要がある。そのために、国際法学は世界中の諸文化から得られる要素を組み込んで再構築されなければならない。この観点は近年まで著しく欠けていた傾向であるが、核兵器の違法性、国際人道法、外交使節の安全、あるいは条約の神聖な義務などの国際法の主要問題において、少なくとも世界人口の 3 分の 2 の文化的基礎を無視するのは愚かなことである。彼らの思考は世界の主要な宗教の 1 つあるいは他の宗教に関係して、それらの宗教の教典で説かれる基本的な倫理原則に深く影響されている。国際法が倫理的・社会的な文化の基礎から分離したものとして考察されまた教授されるのならば、その権威を失墜するだけでなく、発展の可能性の乏しい不毛で実りの無いものになるであろうし、世界人口の大半からの承認がほとんど得られないものとなる。

(2) 平和のための人権を確立すること

世界人権宣言は国際連合により採択された最も重要な文書の 1 つであるが、この文書における重要な欠落は平和のための人権が規定されなかったことである。この最も重要な権利に重みと内容を与えるために、国際的なフォーラムにおいて多くのことがなされなければならない。現在のところ、平和のための人権は、他のすべての人権に必要不可欠だという推論によって、また特にそれ自体に内在する権利として存在している。しかしながら、それが必要とされるほど、この局面に関する学識は確固たるものではなく、裁判判決および国際条約・宣言において、それに値する不可欠の重要性が平和のための人権に与えられていない。

(3) 回復よりも予防を強調すること

現代国際法は国際紛争の予防というよりも回復の局面に集中するものとなっている。国際法は紛争発生後に問題を解決するための制度を構築してきた。司法裁判、仲裁、調停、仲介などの制度は、治療リストの中に入っているが紛争原因を排除するための処方箋を含んではいない。武器が高度化して小規模な紛争がすべての文明を破壊する可能性を有しているなかで、紛争原因への配慮を忘れ、重大な段階に達した後に、これをとり繕おうとするのは愚かなことである。特に豊かな世界と貧しい世界との間で増加している格差は、時限信管が取り付けられた火薬樽のようなものであって、経済面での世界の格差は、不満、怒り、憎悪と暴力を生み出すルサンチマンを育むのである。これを避けるためには、それが芽のうちに摘み取られるか、少なくとも拡大を防止する必要がある。

(4) 公平な貿易を確保すること

契約法の領域において、20世紀には特筆すべき発展があった。20世紀の初めには、契約に関する有力な考え方は2つの同意する意思が合致するというものであり、契約者同士が取り決めた疑いない特権を実行する当事者によって作り出される私法の領域であった。したがって、いずれの裁判所も個人に干渉しなかったし、立法府も同様であった。個人への干渉は個人の自治と保全への侵害とされたのである。現在の状況は大きく異なっている。すべての国内司法権は、このような態度の結果が重大な不公平になりうることを認めている。特に20世紀始めのリアリスト学派の先駆的業績のおかげで、法制度はこれらの近視的態度から成長した。彼らは契約の自由に立脚する法理論が大きな不公平と紛れもない不正になりうることを認識したのである。今日、交渉力の不平等という要素は実用的な法制度が注目しなければならない非常に現実的な要素であるために、実際に契約の不公平の問題に目をつぶる国内司法権は世界に存在しない。しかしながら、国際法は法におけるこの重大な変化に至極無関心なままである。国内法の世界で自明と見なされるものが国際法ではひどく無視されたままであり、激しい猛烈な市場競争は国際法の処理すべき問題として残されている。

(5) 権利よりも義務を強調すること

国際法は国内法制度にならって実証主義的法体系として機能する傾向がある。その結果、国家あるいはそれを構成する個人の権利が強調されることになる。これに対し、将来の世界共同体は個々の国家の個別的利益よりも地球共同体の集団的利益に集中する必要がある。また、個人の権利よりも義務が強調される必要がある。この思想指向の変化を銘記せずに国際法が真の意味での平和の道具になることはできない。国際法はすでにこの局面での活動を行っているが、これには地球共同体の集団的ニーズ (collective needs) が反映されなければならない。法哲学、法理学、または多文化的な淵源からの洞察はこれを達成することができる重要な手段である。地球共同体の集団的ニーズがこの重要な変化を要求することに国際法は敏感でなければならない。また、このことは国家責任の概念と密接する外観を呈しており、その範囲は国際法上の国家責任として捉えられる領域へと拡大している。

(6) 武器取引を抑制すること

武器取引は事実上規制されておらず、莫大な収益を上げ、世界各地で武力紛争を生み出し続ける利権を保持している。小規模な紛争が世界中で猛威を振るい、武器の供給によって、これらの紛争が合法・違法に関わらず養われている。武器取引は叛徒やテロリストが兵器を購入するために行う麻薬取引と多くの場合結託しており、生命権、恐怖からの自由、あるいは安全な環境のための権利などの人権規範を侵害している。武器取引に用いられる国際法の原則の1つは自衛の原則であるが、多くの場合、防衛よりむしろ攻撃の目的で武器を山積させ使用させることに合法性を付与するために用いられている。国際法は供給と支払いのルートを監視する厳しさに欠け、国家もまた、自らの国境内で違法な輸出目的での武器製造を取り締る厳格さに欠けてきた。収入を発生させるだけでなく大規模な雇用機会を創出することから、国家自体がこの活動形態を看過することが武器産業にとって有利

に働いている。死の兵器の製造に捧げられている膨大な資源は平和の道具の生産に切り替えられるということに、多くの注意が向けられなくてはならない。一部技術のコスト上昇、融資パッケージの取得可能性の増加、武器拡散の結果を無視する意欲の欠如などの要因は、武器取引の減少を困難にしている。武器産出国のいくつかは紛争当事国の双方に武器を売却している。一国の武装から国内紛争までが武器取引の利益となり、そのことから紛争がエスカレートして更なる武器需要を刺激する。これを是正するために、武器輸出に関連する指導法典が改定され、高度な専門的レベルで保証される必要がある。

(7) 世代間の権利を保護すること

平和の概念は、資源の不足または自己の利益のみに地球資源を活用する現世代の傾向のなかで新たな特質を帯びており、ある意味で世代間で行われる不可視の戦争が存在している。世代間の権利が紛争のなかでどのように示されるのかについては複数の答えがある。第1に、地球資源の開発が主に発展途上地域の国々で行われていることである。豊かな世界が産業機械を持ち、貧しい世界がそれに与える原料を有しているために、開発の過程は貧しい世界の資源を用いる豊かな世界の側にある。このことは、この過程から損害を受けるのは主に発展途上世界なのであり、現時点で利用している将来の世代は存在していないものの、発展途上世界が、このことを自らの権利の侵害であると見なすということの意味する。このように、世代にまたがって行われている不正は発展途上世界に押しつけられている不正なのであり、国際的緊張へと向かう強力な貢献者である。第2に、利他的な要因について行動主義の声が増加していることである。NGO やその他の組織化された主体、時事的な問題を気遣う個人などは、豊かな世界によって経済的な力が誤用された際に、憤りを表わす街頭デモを行ったりもする。これらの行動は当該メンバーの熱意と行動力に由来し、地球規模の主張を生み出す。このように、世代間の権利の侵害は多くの意味で世界の平和をかき乱す強力な要素である。

(8) 植民地期を通じて行われた不正を是正すること

植民地主義は多数の未補償問題を残している。国際法は、過去を隠蔽して過去を過去だと示唆することによるのみでは癒すことができない植民地主義の過去に根づいたこの問題に何らかの注意を付与する手段でもある。植民地主義の下で発生した不正利得について、被害者を救済する対策を行う倫理的義務が、その略奪品を授受し享受し続ける者の上に重くのしかかっている。国際法は、両者のグループが同じ共同体の構成員であり、その共同体が縮小していることを理解して、ある意味での応報と思慮深い注意と関心をもって、この問題に取り組む必要があり、特に、植民地下で収益をあげた富が、そのことによって利益を得続ける植民地開拓者の所有物にまだまだ十分に残っていることを理解して、どのような救済が見出されるのかという問題に自ら関わる必要がある。国際法は、この問題の主要な局面の一部を記述する少なくともいくつかのツールを有している。国際法によって正当化されていた植民地時代が深く根付いているために、植民地から解放された社会の問題の多くは単純に対処することができない。この状態は何世紀にもわたって継続したことから、現在、国民国家となった各地の社会と経済に深い傷跡を残している。経済的、社会的、領

土的、または政治的な問題は、ある意味で植民地活動がまだ継続していることによって作り出されているのである。この問題を無視する現在の態度は、少なくとも長期的に見れば確実に国際的緊張の増加を生み出すだけである。「衡平」の問題を考察することは、植民地期の国際法に覆い隠されて系統的に行われた不正行為の効果を緩和するためのある種の義務について、非常に明確な示唆を与えてくれる。

(9) 国家の平等を確保すること

国際共同体の構成員である国家の平等を確保することは、国際法の機能が適切に履行されるために不可欠である。もちろん、各国家は、規模、人口、豊かさ、力や影響力において甚だしく不平等であるが、国際法制度が立脚する基本原則とは法的観点からの国際共同体構成員間の平等である。我々は完璧な世界に住んでいるわけではなく、上記の不一致の結果として、いくつかの自然な不公平が存在している。しかしながら、もし力と影響力のある諸国が自らの意向を維持するために、国際社会のそれほど有力でない国への威嚇や誘惑、あるいは買収にその特別な地位を用いるならば、国家平等の原則は希薄化し否定されることになる。不幸なことに、このようなことは多くの事項で国際的に行われており、その結果、国際法と国際制度の権威を弱体化させている。これは非難されるべきことであり、先進国が国際法の権威を促進する主導者であるべき時には、その権威を増加させる指導力を示すことが望まれる。また、国際法の普遍的な権威に依存する世界において、強国が自らの利益が影響を受ける際に例外論の道を時折追い求めることは懸念事項である。このような政策は国際法の権威を希薄化する結果をもたらす。特に、環境、国際司法、あるいは国際的な関与を尊重する領域において、強国による例外論は国際法の本質と合理性を侵害するものとなる。

(10) 早期警告と紛争処理のための制度を構築すること

現在の国際アリーナでは大規模な紛争となりうる兆候を示している緊張の芽を摘み取る制度が欠如している。潜在的な問題領域を発見し、それらを国際共同体に警告するように訓練された専門家によるシンクタンクが必要である。特に法律家・法学者は、他分野の専門家によって提示された必要な政策を適切な行動に変換し、実用的手段に発展させることができる。これらの発展は、問題がまだ初期段階にある間に、アセスメント・グループを設立するか、画期的な研究を発表するか、既存の概念を洗練するか、あるいは被害対策のメカニズムを発展させるかのいずれでも良い。世界の歴史は小規模な問題が拡大し勢いを制止できないまま蓄積する例証に満ちていることから、収集・整理される必要がある問題に関する利用可能な経験の巨大な宝庫である。このような国際法の予防的側面は独自の研究テーマになっていく必要がある。

(11) 教育を通じて世界秩序における個人の利益を刺激すること

国際情勢は平均的な個人から遥かに離れたところにあり、個人はこの領域を政治家や外交官などに委ねるべきだという印象がしばしばもたれているが、これは国際社会の構造のトップダウン型の見方を反映したものである。将来の真に平和的な国際秩序は、このよう

な態度が反転することに依存しているのであって、地域的、国内的、または国際的なものに関わりなく、各個人から上向きに発せられるボトムアップ型の秩序を通してのみ、正当で平和な社会が出現するのである。国際法の文脈に変換してみると、このことは、世界中の教育カリキュラムに、その可能性の意識と国際法を導入する努力が払われなければならないことを意味する。これより重要なことは存在しないし、国内的および国際的に一斉に取り組まれる努力の対象になるべきである。この教育の重要な局面は、人類という家族の平和、尊厳、共通点を認識し、また、あらゆる宗教によって説かれている「協力」という中核的な要素を考慮しない偏狭な宗教的アプローチに打ち勝つことであって、これらが国際法の実効性を支える基盤となるのである。

(12) 共同体主義的な思考様式に向かって世界共同体を動かすこと

19 世紀の国際社会は、共同体の構成員としての国家とともに、諸国からなる世界共同体を実現しており、この体制に適切な概念と原則を発展させるあらゆる初期の試みが共同体内部の国内法の類推によって進められた。フランス革命以降の個人主義と、それ以前の集団体制の過去を清算した産業革命を受けて、個人は国家を含むすべての他者に対して自活していくことになったが、その一方で、20 世紀の後半には、組織化された労働、環境運動、消費者団体等の運動の圧力の下で、個人主義と個人の権利を強めた司法権は、いくつかの集団的利益のために便宜を図りはじめた。しかしながら、国際法の世界は、いまだ基本的な国家概念とそれに対応する個人という指向のままである。国家は本質的に権利義務の唯一の担い手のままで残っており、グループの関心はいまだほとんど地位を獲得してない。その結果として、国家が自らの外交政策をバランス・オブ・パワーの問題に形成する傾向が継続しており、このことが紛争の究極の解決者としての戦争を導く傾向がある。国家のパーティションが穴だらけになり、地球規模の関心がより顕著になるにつれて、グループ指向 (group orientation) の必要性は増大している。環境汚染と健康災害は国境で食い止めることができない。これらの問題は人的な管理部門が問題を全体的に軽視することに伴って国境を越えていくのであり、その結果として発生する問題を請求することに集団的利益を有する国家グループを創設するのである。それにもかかわらず、国際法において集団的利益の概念が占める場所はほとんど無い。手続、概念、あるいは国際法の制度上の構成はそれほど再構築をしなくても、この問題を取り扱うことができる。

(13) 欠乏からの自由を確保すること

20 世紀のすべての戦争での死亡者の 3 倍以上の人が過去 50 年間で飢餓と不十分な衛生環境により死亡したと見積もられている。これらの問題が適用可能な国際法の原則の見地から注意が集中する対象であったならば、この 4 億 1800 万人という驚異的な死者の一部は死ななくても済んだのである。先進国と発展途上国の指導者が倫理、経験、自己利益を基礎とした地球規模の反応で結びつくという理解が増加している。このような地球規模の責任もまた国際法の原則に基づいている。

(14) 持続的開発の概念を発展させること

開発の問題では、環境保護、地球資源の信託や将来の世代の権利などの問題が疎かにされてきた。国際法は異なる考え方に適正な敬意を払わずに開発の権利を強調し、地球資源を搾取して環境を荒廃させる保証を付与してきた。持続的開発は、これに対する答えとして時折議論されてきたが、それは目標と理想の意味でしかなく、法および法的義務に変換されないままである。私が核兵器に関連した事案等での個別意見において試みたように、ICJ の一連の判決に地球資源の信託の原則、あるいは世代間の権利などの局面に関わる世界の文化的伝統についての見解を取り入れることは、より大きな認識をもたらすことになる。我々の共同の惑星を犠牲にしてまで進歩を追い求める存在に対して、国際法が持続可能な開発の原則を確立し発展させなくてはならない。

(15) 核兵器および大量破壊兵器を廃絶すること

核兵器は文明および過去 4000 年にわたり人類が守り続けてきたすべての価値を破壊する究極の兵器である。また、核兵器は人類を抹殺するのみでなく、他の生物種も撲滅し、気候および環境にも甚大な損害を与える兵器でもある。しかしながら、国際法はこの極悪非道な兵器が存在する余地を残してしまっている。核兵器による威嚇の違法性および核兵器使用の違法性に関して意見を求められた際、ICJ には、この問題を断定的に表明する絶好の機会があった。ICJ は核兵器を用いた威嚇あるいは武力の行使を国連憲章 2 条 4 項に違反するものとし、また、すべての国家には厳格かつ有効な国際管理の下で誠実に核軍縮交渉を継続し、かつ完結させる義務があると判断した。しかしながら、国家の生存が危機に瀕した自衛の極限状況における核兵器の使用についての意見を表明しなかったために、あらゆる状況における核兵器の使用について完全に扉を閉ざすことはしなかった。私の見解では核兵器の威力は非常に恐るべきものであり、国際法の原則を侵害することなく核兵器を使用することができる状況など存在しえない。私は 3 つの反対意見の中でこの見解を強調したが、私がこの見解を定式化する際には、多くのインスピレーションを偉大な宗教の教えから得ていたことを告白しなければならない。ヒンズー法は民間人および環境の保護や使用兵器の平等の詳細を規定するに至るまで、戦争における名誉に注意を払った法であった。核兵器についてはラーマヤーナおよびマハーバーラタに記述があり、そこでは、核兵器は戦争における超破壊兵器として描かれ全面的に禁止されている。同様に、イスラム法では戦時における毒矢の使用を禁止するに至るまで、合法的な兵器を詳細に規定している。この戦時における人道性および戦時法の行動規範は非常に包括的であるので、核兵器は無条件で禁止されていると見ることができる。インド亜大陸の伝統および宗教の教えは核兵器を絶対的に禁止しているのであり、この地域から選出された裁判官として、私は自らの意見を書く際に強大な力をこれらの知恵の源泉から引き出したのである。国際法はダムダム弾を禁止しているにも関わらず、ダムダム弾 1 億個分の破壊力と残酷さの可能性を有する核兵器を禁止しない変則的な位置づけにある。国際法が真に平和のためになるには、より合理的な制度へと変わる必要がある。

(16) 麻薬取引を規制すること

麻薬取引は最も大きな金融上の取引高を持ち、武器と金の取引をも超える世界最大の巨大産業である。麻薬取引は、その取引を包含するように考案されたあらゆる国際管理を回避・突破して迂遠な方法で行われている。製薬産業と武器産業がしばしば手を携えて活動するために、多くの場合、その売り上げは武器の不正取引の資金源として用いられる。国際的にも麻薬を撲滅する政策が採用されてきているが、特に世界がテロリズムと戦うことに集中する時代には、麻薬取引は国際社会の厳しい監視下に置かれる必要がある。麻薬取引は国際的取り締りのシステムの中に見出される一連の抜け穴と脱法的手法を通して行われており、これらの抜け穴を塞ぐために、より柔軟に国際法が用いられる必要がある。国際法自体では、これらの目的を達成できないといわれるかもしれない。確かにそのとおりではあるが、国際法は麻薬密売人の使用する抜け穴に関して世論に警告するために多くのことができる。

(17) 対世的義務の概念を発展させること

国際法は構成員間の権利義務の範囲について努力と思考を傾けてきた。国内法はこの対世的義務という地点まで到達することができたが、世界共同体に対処する国際法はいまだ到達できないままである。協力的努力は世界秩序と平和の基礎であり、またすべてに対しての義務の概念を必要とする。人類共同体のすべての構成員が他のすべての構成員と離れられない関係に在るのであり、世界秩序の伝統的な基礎は、単にそれらの特定の個人に個人がいたというよりもむしろ、共同体全体に対する個人の責任を大いに強調していた。将来の国際法が真に平和の道具になるためには、すべての個人と国家が負う義務の輪という、この伝統的姿勢を拡大していく必要がある。

3 「普遍化」概念についての若干の分析

本稿では、紙数の制約もあり、上記で指摘された弱点領域について詳細な論評は行わない。その代わりに、これらの主張内容を読み解く上で重要となるウィーラマン・トリー独自の概念、すなわち国際法の「普遍化」概念について以下で整理し、その関係性を明らかにしたい。「平和の道具論文」において、ウィーラマン・トリーは現代の国際社会が抱える問題点を帰納的に収集し、その課題を提示する一方で、彼自身の「普遍化」概念に基づき、演繹的に自らの主張を構成しているからである。

まずは、ウィーラマン・トリー自身が国際法の「普遍化」をどのように捉えているのかについてまとめてみよう。『国際法の普遍化』の序文においては、「国際法を普遍化することはこの分野の進歩を願う人にとって、最も重要な問題の1つである」(p.xi)としているが、同書所収の論文「国際法における文化的・イデオロギー的多元主義」(*Cultural and Ideological Pluralism in Public International Law*, pp.1-31. 以下「多元主義論文」)では、その重要な側面について以下のように述べられている。国際法の「普遍化」の最も重要な側面は「普遍的に受け入れられる原則および基準の探求」であり、その内容には、訴求 (appeal)、受容 (acceptance)、

忠誠 (allegiance) の普遍性が含まれる。ここでいう普遍性とは、人種、国籍、文化、宗教、富、権力、知識などの境界を越える共通理解であって、これが国際法の実効性の基盤を支えるものとなる。特に執行メカニズムが欠如している国際法においては、その内容に道義的な力が内包される必要があることからすれば、国際法は「普遍的に支持され、世界の伝統に根ざす」必要がある (pp.1-3)。このような認識の下、ウィーラマントリーは、現代国際法の基盤にある哲学ないしは理念を「普遍的な文脈で」再検討する必要を説くのである。

たとえば、「多元主義論文」においては、その試みとしてヨーロッパの個人指向、現在集中型の法制度では阻害されてきた伝統的な法の概念 (世代間の権利、対世的義務、人類の共同財産、持続的発展、土地の信託と神聖さ、環境保護、集団の権利と義務、国家主権の高次法への従属、人権は1つであるという観念、受動的な共存ではない能動的な共存など) を提示し、世界の主要宗教 (仏教、儒教、ヒンズー教、イスラム教、ユダヤ教、キリスト教) が説く平和の理念と国際法の原則との共通点を比較する作業が行われている (pp.16-29。なお、「平和の道具論文」においては、このような方法論に基づいて構成された研究成果の1つとして、Brian D. Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention; a fresh legal approach based on fundamental ethical principles in international law and world religions*, Pennsylvania Statute University Press, 2000 が紹介されている)。

ところで、ウィーラマントリーの「普遍化」概念については、「はじめに」で挙げた著作の論者によって論評されている。次にこれを整理してみよう。浦田賢治・山田寿則は、『イラク戦争』の「解題」(248頁)において「普遍化」概念を以下のように捉えている。ウィーラマントリーの述べる国際法の「普遍化」とは、「単に国際社会を構成するすべての国を拘束する国際法規が成立するという意味ではない。それはいわば普遍人類社会を構成するすべての人々が国際法を認識し、それを支持し、そして行動するということを意味する」。そのうえで、「広範な世界の人々に基盤を持つことによってこそ国際法は真に実効性をもつ法として機能し、真の意味での国際的規模での法の支配が成立する」のであるから、「国際法を広く人々に普及していくことが国際法を研究する者の役割である」としている。

一方、ロジャー・S・クラークは「アメリカンジャーナル書評」において、ウィーラマントリーの「普遍化」概念がいくつかの側面を持つ広範な概念であるとして、4つの側面からその内容を議論している (pp.298ff)。以下でまとめてみよう。第1の側面は、広範な「有権者」(constituency) から国際法の理解と支持を得ることの重要性である。この「有権者」とは、国際法に特定の関心を持つ市民というよりも一般市民ないしは一般大衆であって非専門家全般を指すが、これを別の角度から見ると「法的信念を構成するものとしての人々の視点」というウィーラマントリー独自の概念となる。現在の国際慣習法の考え方は、法的信念を確認する手段として政府の声明や実行に注目するが、ウィーラマントリーは、その検討の視点として、政府の声明や実行を政府が義務を認識したことの一般的な根拠として検討するのである。第2の側面は、国際法の視点に関係し、国際法の原則的な概念とその背後にある哲学を向上させるために地球上の諸文化の様々な現象を取り入れる必要性である。第3の側面は、分割された学問領域の障壁を乗り越える必要性であって、これは社会科学・自然科学等の学問分野がその成果を国際法に提供する必要性と関連する。第4の側面は、国際関係を形成する制度的要素の是正であり、国内法への国際法の影響、

特に国際人権に関する諸原則の影響について重要な意味を持つグローバリズムにまで及ぶものである。

上記に照らして考察すると、「平和の道具論文」の主張は、クラークがいう第4の側面、すなわち国際関係を形成する制度的要素の是正を中心に構成されているが、その背景には、第1ないし第3の側面、すなわち広く世界の「有権者」にも理解される国際法の制度を構築し、世界の諸文化・他の学問領域の成果を国際法(学)に取りこんでいくという、ウィーラマントリーの主張の基礎をなす価値観が見て取れる。そして、浦田・山田が指摘するように、その根幹には個人レベルでの広範な国際法の普及という教育の問題が意識されているのである。この整理を再構成してみると、ウィーラマントリーの主張は、世界共同体を構成する最小単位の個人に、その理解が得られる国際法の体系を構築すべきという視点を出発点とするものであって(国際法の正当性・正統性の問題)、そのためには教育カリキュラムの平和教育に国際法教育を取り入れることが重視される(平和教育のあり方、あるいは国際法の教育的側面に関する問題)。次いで、その実現方法として、世界の諸文化等を国際法の体系に取り入れる「多元主義」的アプローチがあり、その内容は、平和に関わる世界の文化、哲学的伝統、あるいは宗教規範の共通点を抽出すること、ヨーロッパ的な伝統とは異なる法概念を導入すること、ないしは他の学問領域の成果を受容すること等を通して、現代国際法が拠って立つ基本原則を問い直すことである(国際法学の方法論の問題)。ウィーラマントリーは、このような「普遍主義者」の立場から「平和の道具論文」の主張を展開しているのである。

4 おわりに

ウィーラマントリーは「平和の道具論文」の結語において以下のように述べている。

「国際法の合理的で重要な存在理由は平和の達成と維持である。国際法が関係することならどのようなものでも、この主要な目的を見失うことはできないし、この目的に利用可能な蓄積を通じた達成が不可能であるとしても、この到達点を捨て去ることはできない。平和な世界秩序の発展に貢献することができるのは、他のいかなる規律よりもまず国際法なのであり、私の主張は、その目的と任務の原理に関する注意がより大きく集中するためのものである。我々は、より広範な見通しに対する注意を無視しがちで、目の前の問題の詳細に眼をとられる傾向が非常に多く見受けられる。また、あらゆる特定の問題が最大限の厳密な研究を必要とする一方で、規律のすべてを包含する枠組みは継続的な注意を受けなければならない」(pp.425-426)。

「平和の道具論文」において、ウィーラマントリーは「規律のすべてを包含する枠組み」、すなわち国際法の「普遍化」に関わる立場から、現代国際法の弱点領域を提示した。ウィーラマントリーのいう「普遍化」を達成するための手段である「多元主義」的アプローチをとる国際法研究者は、現時点では圧倒的に少数ではあるものの、ヨーロッパ諸国が中心

となって形成されてきた現行の国際法を超克し、60億からなる人類社会全体に真の意味で妥当する国際法、あるいは国際法観を展望する有力な装置として、既存の国際法理論では必ずしも十分には取り入れられていない伝統的な法概念を提示し、哲学・宗教の言説等も踏まえ、あるべき国際法の原則を検討していく手法は、学派としての発展の余地はともかくとしても、少なくとも国際法を論じる際の方法論の1つとして参照の価値があるだろう。

他方において、国際法が主として有力国の利益に奉仕するという現実是否定できないが、前世紀では発展途上国として分類されていた中国、インド、あるいはイスラム諸国等、確固とした独自の法的伝統・文化を持つ国々の発言力が増加すると予測される今世紀においては、国家実行に基づく実証主義的な手法によっても、そう遠くない将来に国際文書の表現等でウィーラマントリーの説く価値判断のいくつかを再認識することができると思われる。ウィーラマントリーの言説を参照する意義は、そこで対話の対象となりうる事象のみならず、その論点の法的認識において見過ごされがちな非ヨーロッパ的価値観についても予め耳を傾けることにあるのであって、この点で、「平和の道具論文」の主張内容の紹介のみをもっても、さしあたり本稿の目的は果たされたことになる。